

議案第 17 号

橋本市母子健康センター設置及び管理条例を廃止する条例について

橋本市母子健康センター設置及び管理条例を廃止する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 24 年 11 月 26 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市母子健康センター設置及び管理条例を廃止する条例

橋本市母子健康センター設置及び管理条例（平成 18 年橋本市条例第 152 号）  
は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 25 年 1 月 4 日から施行する。